

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援。

■ 補助対象事業者：鉄軌道事業者等

■ 補助対象事業

- ・車両設備の更新・改良
- ・レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル等の修繕 ※1

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく
鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、上記設備の整備も支援

■ 補助率：国 1／3 または 1／2 ※2

※2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく
鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、財政
状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、
補助率 1／2



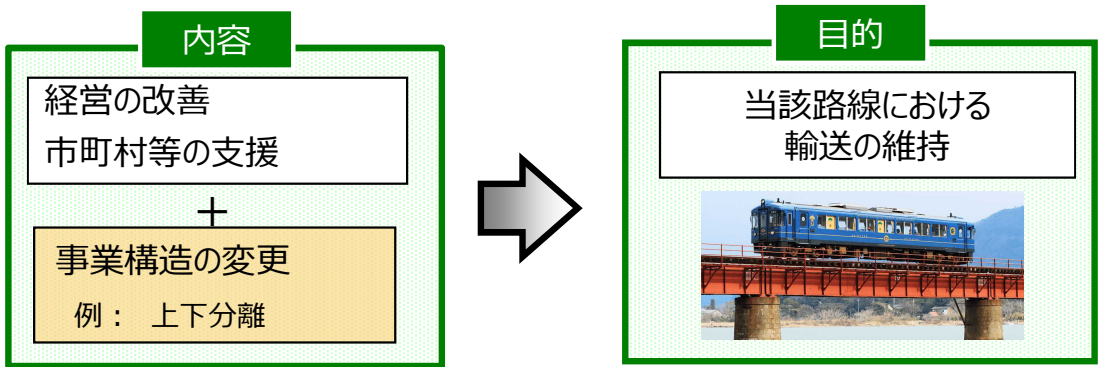
車両の更新



レールの修繕

(参考) 鉄道事業再構築事業

- 継続が困難又は困難となるおそれのある
旅客鉄道事業の経営改善を図る
 - 市町村等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、
国土交通大臣による認定を経て実施
- <実施中の事業者>
- 三陸鉄道、北近畿タンゴ鉄道、四日市あすなろう鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道、南阿蘇鉄道



➤ 自治体が鉄道施設を保有し、設備更新経費を負担する等して支援

※地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業においても支援。